

知事公邸等のあり方に関する研究会
開催結果

令和3年(2021年)8月

北海道

目 次

はじめに.....	- 1 -
第1章 知事公邸等のあり方に関する研究会について.....	- 2 -
1 目的.....	- 2 -
2 構成員.....	- 2 -
3 開催状況.....	- 2 -
第2章 知事公邸・公館敷地の現況.....	- 3 -
1 所在地.....	- 3 -
2 歴史.....	- 4 -
3 現況.....	- 4 -
4 記念碑・美術品等.....	- 5 -
5 法規制等.....	- 6 -
(1) 都市計画法.....	- 6 -
(2) 北海道自然環境等保全条例.....	- 6 -
(3) 札幌市緑の保全と創出に関する条例.....	- 6 -
(4) 文化財保護法.....	- 7 -
6 周辺地区の環境、札幌市のまちづくり計画等.....	- 8 -
(1) 周辺地区の環境.....	- 8 -
(2) 札幌市まちづくり計画等.....	- 8 -
第3章 知事公邸等の現況.....	- 10 -
1 公邸及び宿舎の現況.....	- 10 -
(1) 知事公邸.....	- 11 -
(2) 副知事公邸・道警本部長宿舎・その他の宿舎.....	- 11 -
2 知事公館の現況.....	- 12 -
3 維持管理に要する経費.....	- 13 -
4 教育庁所管施設.....	- 13 -
(1) 三岸好太郎美術館.....	- 13 -
(2) 近代美術館.....	- 13 -
5 知事公邸等の見直しの契機.....	- 14 -
6 北海道議会における主な議論.....	- 14 -
第4章 他県実地調査.....	- 15 -
1 調査の目的.....	- 15 -
2 調査内容.....	- 15 -
3 調査場所.....	- 15 -
4 調査結果.....	- 15 -
(1) 埼玉県.....	- 15 -
(2) 滋賀県.....	- 16 -
(3) 大分県.....	- 17 -
(4) 宮崎県.....	- 18 -
第5章 知事の職務とこれまでの考え方.....	- 19 -
1 職務の内容.....	- 19 -
2 執務の場所.....	- 19 -

3	公邸の役割.....	- 20 -
	(1) 知事公邸の利用状況	- 20 -
	(2) 知事公邸の機能・役割	- 20 -
	(3) 副知事公邸、道警本部長宿舎、その他の宿舎の入居状況	- 20 -
第6章	今後の検討課題.....	- 21 -
1	知事公邸.....	- 21 -
	(1) 必要性の検討.....	- 22 -
	(2) 場 所.....	- 23 -
	(3) 機能・規模.....	- 24 -
	(4) 提供方法.....	- 25 -
	(5) 施設整備手法.....	- 26 -
2	副知事公邸、道警本部長宿舎、その他の宿舎	- 28 -
3	知事公館.....	- 29 -
4	緑 地.....	- 31 -
5	周辺環境.....	- 32 -

資 料 編

1	居住施設の状況.....	- 1 -
	(1) 知事公邸.....	- 1 -
	(2) 副知事公邸.....	- 2 -
	(3) 道警本部長宿舎.....	- 3 -
	(4) その他の宿舎.....	- 4 -
2	知事公館・知事公館附属建物の状況	- 7 -
	(1) 知事公館.....	- 7 -
	(2) 知事公館附属建物.....	- 8 -
3	他府県の状況.....	- 9 -
	(1) 調査内容.....	- 9 -
	(2) 調査結果.....	- 9 -
4	北海道議会における主な議論	- 12 -
5	昭和54年(1979年)の当時の敷地の現況等.....	- 15 -

はじめに

道では、知事が居住する施設である「知事公邸」（以下「公邸」という。）を整備してきましたが、昭和55年(1980年)に建築された公邸は、築後40年以上が経過し、老朽化が著しく、今後、長期的に使用するためには、多額の工事費が見込まれることが判明したことから、公邸の維持管理に要している経費も含め、経済的な観点などから検討した結果、令和2年(2019年)10月、知事は公邸を退去し、民間施設に移転したところです。

公邸が所在する知事公館の敷地(以下「敷地」という。)は、札幌市内中心部に位置し、知事公館のほか、知事・副知事公邸及び道警本部長宿舎をはじめとした職員宿舎や三岸好太郎美術館があり、また、敷地内の緑地は、広大で緑豊かな憩いの場として、道民に親しまれている貴重な財産であるため、公邸の取扱いのみならず、敷地全体のあり方について幅広い検討が必要となりました。

こうした状況などから、各分野の有識者で構成する「知事公邸等のあり方に関する研究会」を、令和2年(2020年)7月に設置し、事務局から提出した資料や論点に基づいて、様々なご意見をいただきました。

今後、道として、本研究会のご意見を踏まえ、周辺環境にも十分に配慮した知事公邸等のあり方を検討してまいります。

最後に、本研究会の運営に当たり、ご協力いただいた他県の方々をはじめ、関係者の皆様に深く感謝とお礼を申し上げます。

令和3年(2021年)8月

北海道総務部

第1章 知事公邸等のあり方に関する研究会について

1 目的

施設の老朽化が著しい知事公邸等の今後のあり方について、幅広い視点から検討するため、各分野の有識者から意見を聴取することを目的として設置。

2 構成員

所 属 ・ 役 職	氏 名	分 野	備 考
横浜市立大学 国際総合科学群 教授	うの じろう 宇野 二郎	地方自治・財政・PFI	
(株)北海道二十一世紀総合研究所 顧問	うさみ のぶこ 宇佐美 暢子	歴史・文化	
北海学園大学 工学部 教授	おかもと こういち 岡本 浩一	まちづくり	
北海学園大学 経済学部 教授	にしむら のぶひこ 西村 宣彦	経 営	
北海道大学 大学院工学研究院 教授	もり すぐる 森 傑	建 築	
(株)オフィス鶴羽 代表取締役	つるは よしこ 鶴羽 佳子	教育・子ども	第3回まで (R3.2 辞退)

3 開催状況

回	年月日	場 所	内 容
第1回	R2. 7. 27	知事公館	知事公邸等の現状と課題
第2回	R2. 10. 27～28	埼玉県・滋賀県	他県実地調査
	R2. 10. 29～30	大分県・宮崎県	
第3回	R2. 11. 17	TKP 札幌ビジネスセンター	知事公邸の役割・機能等について
第4回	R3. 2. 19	北海道立道民活動センター	知事公邸等のあり方について
第5回	R3. 5. 14 ～ R3. 6. 2	個別意見の聴取	研究会開催結果骨子(案)について
第6回	R3. 7. 30	北海道第二水産ビル	研究会開催結果(案)について

第2章 知事公邸・公館敷地の現況

1 所在地

敷地は、北海道札幌市中央区の北1条通から北3条通、西15丁目から16丁目にかけての一角を占めており、北海道庁本庁舎から約1.2kmの場所に位置している。

北海道札幌市中央区北1条西15丁目・16丁目
北2条西15丁目・16丁目



所在地図



区画図

2 歴史

現在の敷地一帯は、明治8年(1875年)、開拓大判官 松本十郎が坂田県(現在の山形県)旧鶴岡藩士族156名を札幌に招へいし、荒野の開墾にあたらせ桑苗を植え、桑園を経営した跡地で、現在もここから北側にかけては「桑園」(そうえん)の地名で呼ばれている。

明治25年(1892年)頃、桑園は分譲され、知事公館の敷地は、開拓使に奉職していた森源三氏が官を辞めてこれを購入し、住まいを設け自ら農蚕に従事した。

大正4年(1915年)、この地の所有者が三井合名会社になり、同社の別邸として来客の応接等に使用されたが、昭和11年(1936年)12月、この別邸(昭和28年取り壊し)の隣に、現在の公館が新築され「三井別邸新館」と称した。

戦後、一時米軍に接収されたが、昭和27年(1952年)に、札幌市の所有となり、昭和28年(1953年)4月、敷地も含め道有地と交換し、道の所有となる。以来、会議や行事に使用され、写生会や見学など数多く利用されている。昭和57年(1982年)9月からは、同構内北側の一部13,450平方メートルが、公開区(小公園)として一般に開放され、昭和58年(1983年)7月には、道立三岸好太郎美術館もオープンし、近隣の道立近代美術館と併せて、道民の憩いの場として親しまれている。

3 現況

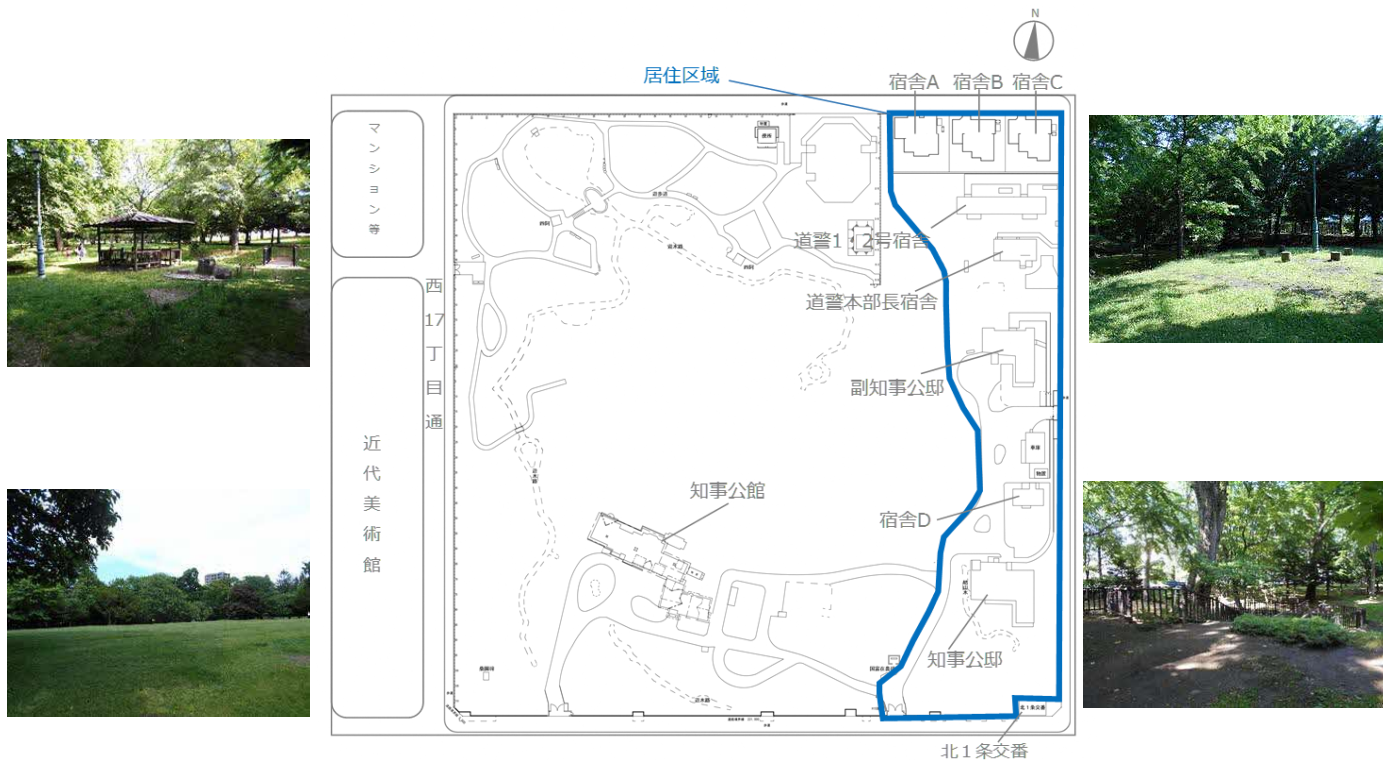
敷地は、面積56,164平方メートル、敷地内には約2,400本のヤマモミジ、イタヤカエデ、イチイ、ニオイヒバ等の樹木が生息しており、南側に知事公館、北側に三岸好太郎美術館、東側一帯は居住区域となっており、知事公邸をはじめとした8棟(9戸)の住居が並んでいる。

なお、居住区域を除いた部分は、冬期間を除き一般に公開されている。

○庭園の開放期間

4月29日～9月30日(8:45～17:30)、10月1日～10月31日(8:45～17:00)

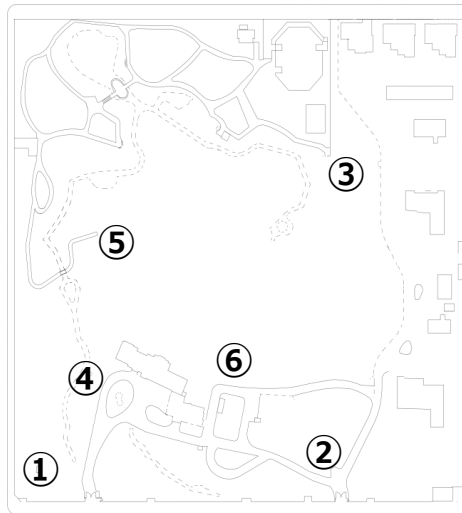
11月1日～11月30日(8:45～16:00)



敷地内配置図

4 記念碑・美術品等

敷地内には、記念碑3基、美術品3点が所在しており、三岸好太郎美術館や隣接する近代美術館来館時に散策するアートスポットとしても親しまれている。



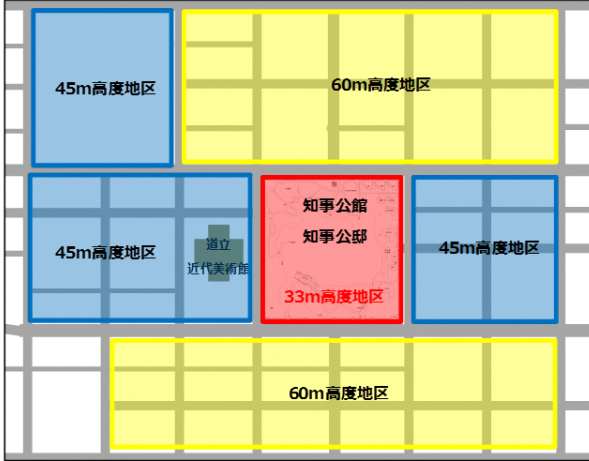
記念碑等の配置図

①	②	③
<p>桑園碑 昭和40年(1965年)12月 建立</p>	<p>国富在農碑 明治45年(1912年)1月 建立</p>	<p>記念碑 (世界津波の日高校生サミット) 令和元年(2019年)9月 建立</p>
<p>桑園地区の歴史が刻まれた「桑園碑」の碑文の写しの発見により、桑園の由来を記録し、後世に伝え残すために復元建立されたもの</p> 	<p>明治14年(1881年)8月の明治天皇行幸の際に掘られた井戸の後に、桑園開拓使の由来を刻み込んだ「桑園碑」として建立されたが、その後、表面の「桑園碑」の文字のみが乃木希典將軍揮毫の「国富在農」に改刻されたと言われている</p> 	<p>日本を含め44ヶ国、394名の高校生が参加した「世界津波の日」2019高校生サミット in 北海道を記念して建立されたもの</p> 
④	⑤	⑥
<p>残響(村橋久成像) 中村 晋也 作</p> 	<p>意心帰 安田 侃 作</p> <p>「意心帰」は、「意(容)は心を求め、また心はかたちに帰る」という意味。東京やイタリアにも設置されている代表的な連作</p> 	<p>サキモリ 流 政之 作</p> <p>古代、外地に対する防備として配置された無名の兵士「崎守」に由来するタイトル</p> 

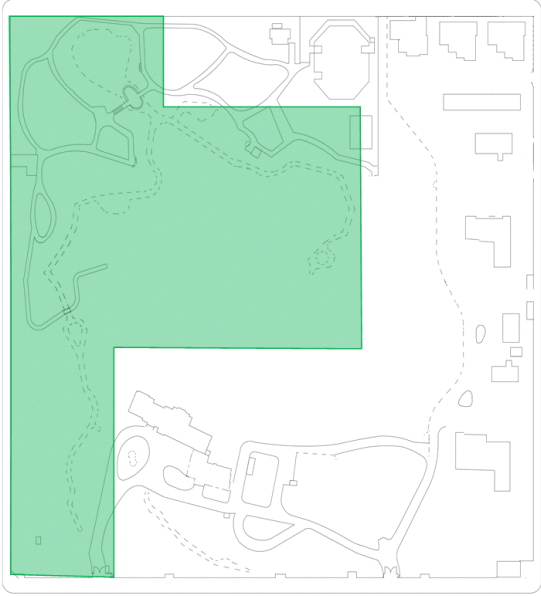
5 法規制等

本敷地に関する法規制は、次のとおりとなっている。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)

<p>第1種住居地域 【敷地全体】</p>	<p>3,000㎡を超える店舗、事務所、一定規模以上の工場等の制限</p>
<p>33m高度地区 【敷地全体】</p>	<p>建物の高さ限度 33m</p>  <p>高度地区</p>

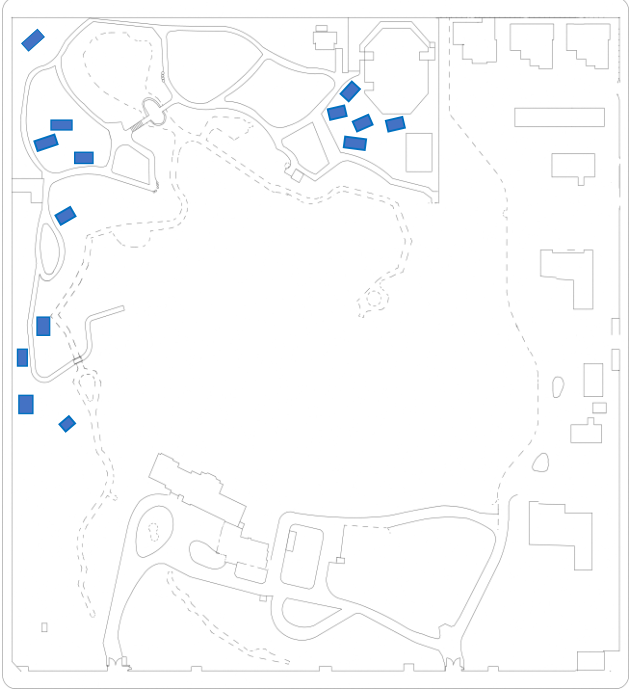
(2) 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)

<p>環境緑地保護地区 【敷地の一部】</p>	<p>環境緑地としての維持が必要 指定年月日：昭和47年(1972年)3月25日 指定の理由：市街地における環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護 特 徴：ハンノキ、ハルニレ、センノキ等の樹林地 指定面積：27,700㎡</p>  <p>環境緑地保護地区</p>
-----------------------------	---

(3) 札幌市緑の保全と創出に関する条例(平成13年札幌市条例第6号)

<p>緑保全創出地域 【敷地全域】</p>	<p>緑化率 20%以上</p>
---------------------------	------------------

(4) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)

<p>埋蔵文化財包蔵地 (竪穴式住居跡) 【敷地の一部】</p>	<p>遺跡の立地：旧琴似川源流の「キムクシメム※」の周辺に点在 遺跡の現状：竪穴式住居跡 14 箇所を確認 ■ 箇所 出土遺物：土器・黒曜石</p>  <p>埋蔵文化財包蔵地</p>
<p>登録有形文化財</p>	<p>知事公館(資料編：P 7 参照)</p>

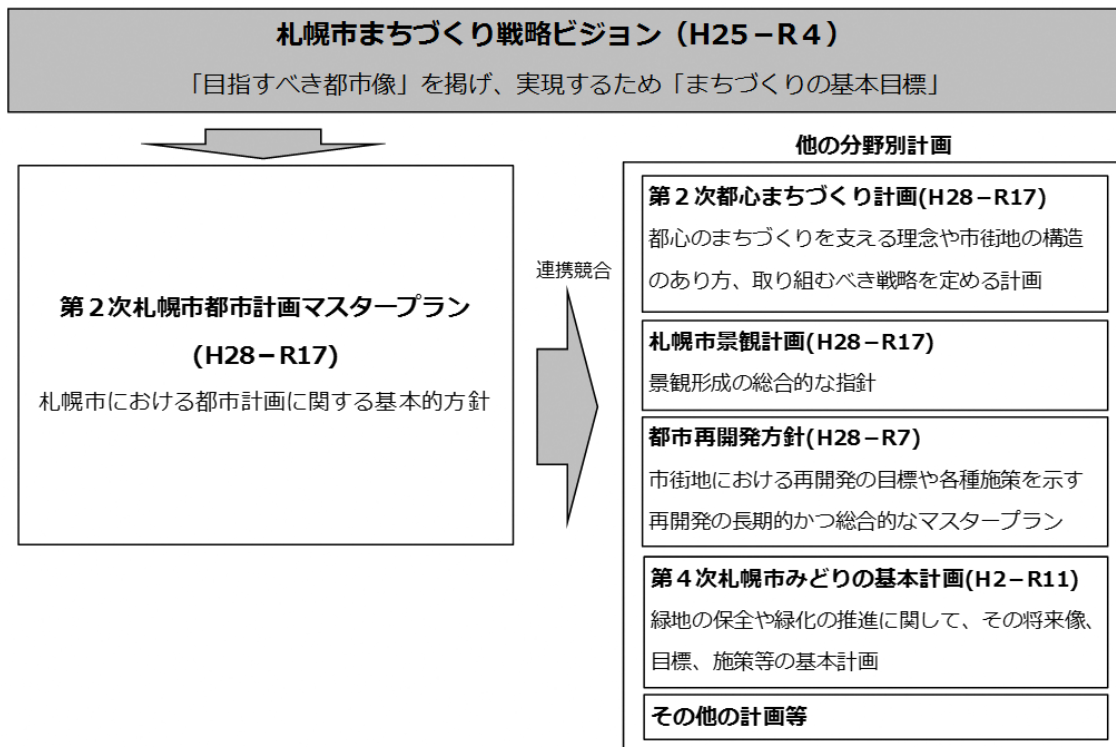
※ キムクシメム：アイヌ語で「山際の方を通る泉の湧いている池」

6 周辺地区の環境、札幌市のまちづくり計画等

(1) 周辺地区の環境

知事公館及び知事公邸等が近接する札幌市営地下鉄東西線西 18 丁目駅周辺地区は、さっぽろ駅まで約 9 分、大通駅まで約 4 分と都心へアクセスしやすい市街地で、駅周辺はマンションやオフィスビルなどが建ち並ぶほか、札幌医科大学附属病院、N T T 東日本札幌病院などの多くの医療機関、大学や高等学校などの教育機関、北海道立近代美術館をはじめとした文化施設など多彩な施設が混在する地区となっている。

(2) 札幌市まちづくり計画等

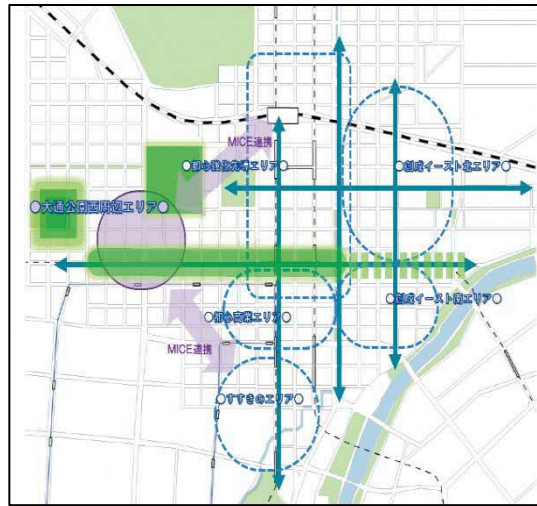


(札幌市「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」等から抜粋)

本敷地が所在する地区の札幌市の都市計画等における位置付けは、次のとおりとなっている。

【第 2 次都心まちづくり計画 (H28-R17) 抜粋】

大通公園西周辺エリア	大通公園を軸として、地区に集積するホール・ホテル等の交流施設を活かしたまちづくりを展開するエリア	<p style="text-align: center;">都心のターゲット・エリア</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学植物園や大通公園、知事公館などの拠点間を潤いのある街路空間でつなぐことで、歩いて回れるネットワークを強化 ・民有敷地内にもポケットパーク(まちの一角などに設けられる小公園)などを整備し、ゆとりと潤いのある環境整備 ・骨格軸の高質化を通じて、共に都市観光促進・MICE 展開を支える、都心強化先導エリア、すすきのエリアをはじめとする他のターゲット・エリアとの連携を高め一体的に世界を惹きつける都心の魅力づくりを推進 		



大通公園周辺エリアと他エリアとの連携

【第4次札幌市みどりの基本計画(R2-R11) 抜粋】

<p>豊かな市街地を形成するみどりのエリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・藻岩山や豊平川といった札幌市民の原風景となる美しい景観が保全され、快適な生活環境が維持 ・公園や街路樹が適切に管理され、災害時には公園の持つ防災機能を発揮することで、安全・安心な都市を形成 ・公園などでのみどりとふれあう活動を通じて、人と人がつながり、互いに支え合える優しい地域コミュニティを育み、多くの人が幸福感のある日常生活を送る 	<p>緑化重点地区 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性が高い住宅市街地については、公園や公開空地など官民各々が管理するみどりのオープンスペースを活用し、有効な都市景観や住民の憩いと交流の場を創出するとともに、効果的な維持管理を行うためのみどりの機能や価値を検証し住宅市街地の質を向上 ・公園の必要性が高い地域では、周辺の状況を踏まえ、公園を整備するとともに、民間再開発などによって生み出される公園以外のみどりのオープンスペースを活用
---------------------------	--	-----------------	--

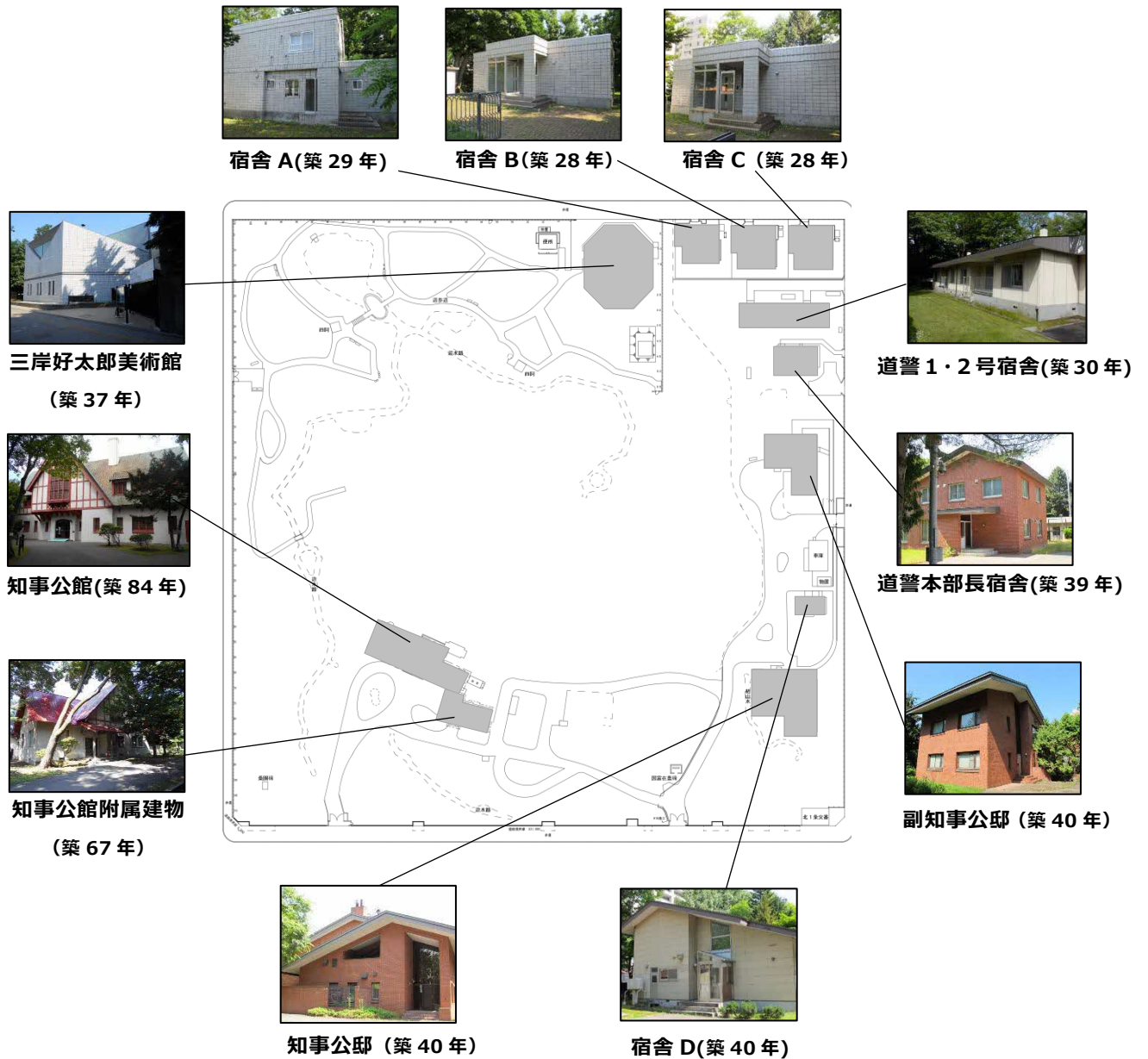
みどりの将来像図



第3章 知事公邸等の現況

1 公邸及び宿舎の現況 (令和3年(2021年)4月現在)

敷地東側にある居住区域には、8棟(9戸)の施設が所在しており、最も古いものは、昭和55年に建築された知事公邸、副知事公邸で、築40年以上が経過している。新しいものでも築28年が経過しており、全体で老朽化が進んでいる。



(1) 知事公邸

	新築年月日	昭和 55 年(1980 年)12 月(築 40 年)
	階 数	地上 2 階建
	建築面積	348.65 m ²
	延べ面積	421.77 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き
	間取り	9 L D K (参照：資料編 P1)
	備 考	公用部分：135.17 m ² 私用部分：286.60 m ² 令和元年(2019 年)10 月中旬から未使用

(2) 副知事公邸・道警本部長宿舎・その他の宿舎

副知事公邸		
	新築年月日	昭和 55 年(1980 年)12 月(築 40 年)
	階 数	地上 2 階建
	建築面積	262.70 m ²
	延べ面積	344.57 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き
	間取り	9 L D K (参照：資料編 P2)
	備 考	平成 21 年(2009 年)4 月から未使用
道警本部長宿舎		
	新築年月日	昭和 56 年(1981 年)9 月(築 39 年)
	階 数	地上 2 階建
	建築面積	129.60 m ²
	延べ面積	201.88 m ²
	構 造	コンクリートブロック造・亜鉛メッキ鋼板葺き
	間取り	7 L D K (参照：資料編 P3)
	備 考	令和 2 年(2020 年)2 月から未使用
宿舎 A		
	新築年月日	平成 3 年(1991 年)12 月(築 29 年)
	階 数	地上 2 階建
	建築面積	77.11 m ²
	延べ面積	104.83 m ²
	構 造	ブロック造・陸屋根
	間取り	4 L D K (参照：資料編 P4)
	備 考	平成 27 年(2015 年)5 月から未使用
宿舎 B		
	新築年月日	平成 4 年(1992 年)11 月(築 28 年)
	階 数	地上 1 階建
	建築面積	89.86 m ²
	延べ面積	89.86 m ²
	構 造	ブロック造・陸屋根
	間取り	3 L D K (参照：資料編 P4)
	備 考	令和 2 年(2020 年)4 月から未使用

宿舎 C			
	新築年月日	平成 4 年(1992 年)11 月(築 28 年)	
	階 数	地上 1 階建	
	建築面積	89.86 m ²	
	延べ面積	89.86 m ²	
	構 造	ブロック造・陸屋根	
	間取り	3 L D K (参照：資料編 P5)	
	備 考	入居中	
宿舎 D			
	新築年月日	昭和 55 年(1980 年)12 月(築 40 年)	
	階 数	地上 2 階建	
	建築面積	78.57 m ²	
	延べ面積	108.09 m ²	
	構 造	木造・亜鉛メッキ葺き	
	間取り	5 L D K (参照：資料編 P5)	
	備 考	令和元年(2019 年)11 月から未使用	
道警 1 号・2 号宿舎			
	新築年月日	平成 2 年(1990 年)11 月(築 30 年)	
	階 数	地上 1 階建	
	建築面積	148.52 m ²	
	延べ面積	148.52 m ²	
	構 造	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き	
	間取り	3 L D K (参照：資料編 P6)	
	備 考	入居中	

2 知事公館の現況

敷地南側に所在する知事公館は、昭和 11 年(1936 年)に建築、平成 11 年(1999 年)に有形文化財に登録されており、知事が執務で使用しない時は、一般に公開している。

また、公館南東側には、昭和 28 年(1953 年)に建築された旧知事公邸(知事公館附属建物)が所在しており、公館に接続されているが、老朽化が著しいため、現在は使用されていない。

知事公館(登録有形文化財)				
	新築年月日	昭和 11 年(1936 年)12 月 (築 84 年)		
	階 数	地上 2 階建 (参照：資料編 P7)		
	建築面積	391.76 m ²	延べ面積	734.02 m ²
	構 造	木造・亜鉛メッキ葺き		
知事公館附属建物(文化財ではない部分・公館と 1 階部分で接続)				
	新築年月日	昭和 28 年(1953 年)11 月 (築 67 年)		
	階 数	地上 2 階建 (参照：資料編 P8)		
	建築面積	192.48 m ²	延べ面積	276.86 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート造		

3 維持管理に要する経費

知事公邸及び知事公館を含む敷地全体(三岸好太郎美術館を除く。)の維持管理費は、警備業務、緑地の樹木管理や清掃等の庭園管理、冬期間の除雪等の敷地を管理するための経費と、電気設備の保守点検、ボイラーの運転監視、修繕費等の建物を管理する経費となっている。


(単位：百万円)

区 分		金額／年 H28～H30 (3ヶ年平均)
庭園管理	芝刈り・樹木管理・清掃等	26
除 雪	構内の除排雪	18
修 繕	外壁塗装、内装(壁・天井・床)	27
警 備	構内の警備	13
設備保守等	ボイラー運転監視及び点検、電気設備等の保守点検	7
光熱水費	水道・電気・ガス・燃料(重油・灯油)	5
計		96
うち、知事公邸分		12


4 教育庁所管施設

敷地北側には三岸好太郎美術館、隣接する敷地には近代美術館が所在。

(1) 三岸好太郎美術館(敷地内)

 <p style="text-align: center;">外 観</p>	建築年月日	昭和 58 年(1983 年) 3 月		
	築年数	37 年	構 造	鉄筋コンクリート造
	階 数	地上 2 階、地下 1 階		
	建築面積	約 623 m ²	延べ面積	約 1,248 m ²
	概 要	大正から昭和初期の日本近代洋画史に鮮やかな光彩を放った札幌出身の画家・三岸好太郎の画業を顕彰し、作品その他関係資料の収集と保存展示及び調査・研究、普及活動を行う特色ある美術館 (H30 入館者数：約 6 万人)		

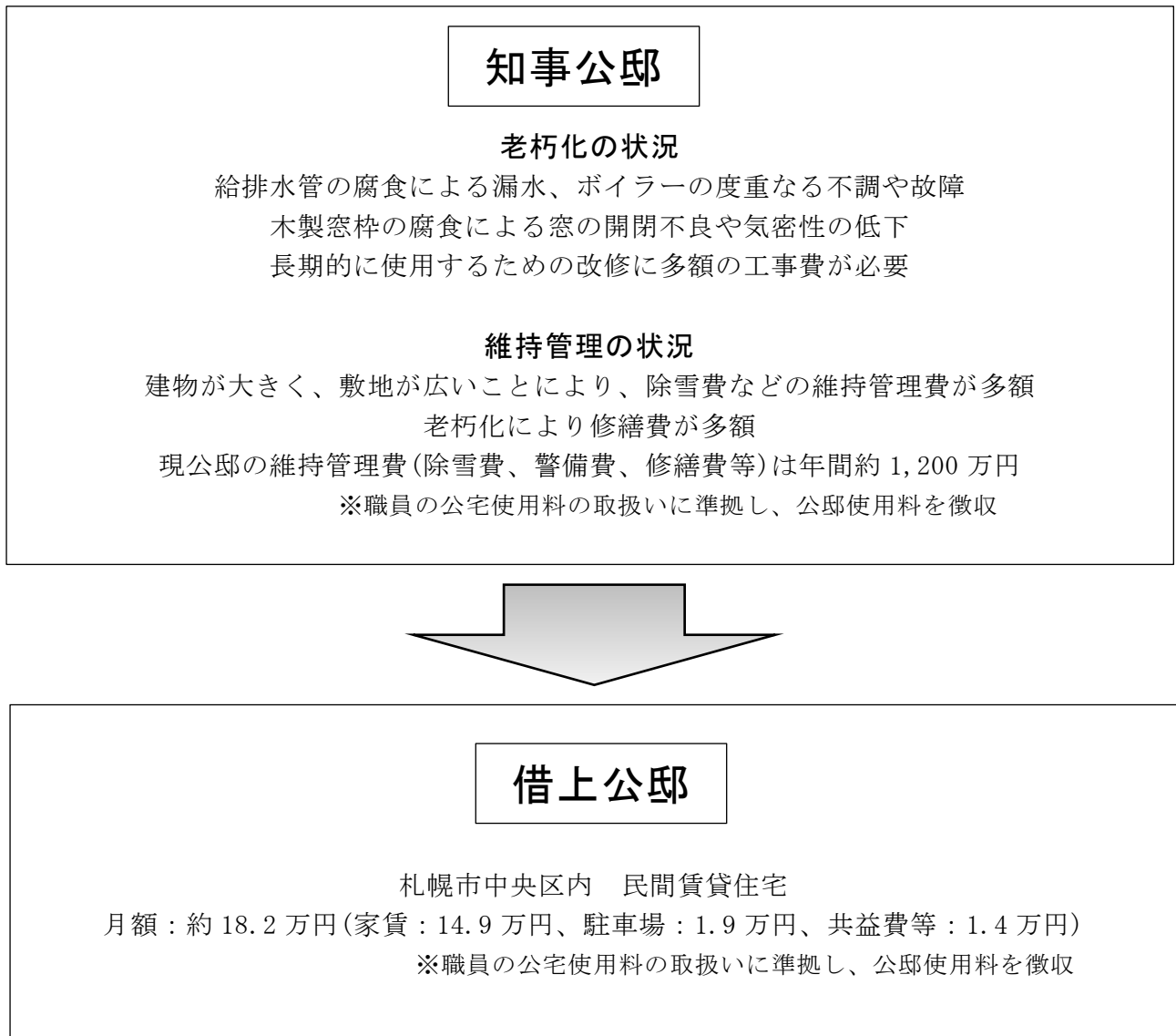
(2) 近代美術館(敷地西側に隣接)

 <p style="text-align: center;">外 観</p>	建築年月日	昭和 52 年(1977 年) 6 月		
	築年数	43 年	構 造	鉄筋コンクリート造
	階 数	地上 3 階、地下 1 階		
	建築面積	約 4,290 m ²	延べ面積	約 9,160 m ²
	概 要	明治以後の北海道美術の流れから、各分野のすぐれた作品を系統的に収集・保存。また、国内外の近代以後の作品、特にガラス工芸、パスキンを中心とするエコール・ド・パリの作品などを積極的に収集している美術館 (H30 入館者数：約 35 万人)		

5 知事公邸等の見直しの契機

昭和 55 年(1980 年)に建築された知事公邸は、築後約 40 年が経過し、老朽化が著しく、今後、長期的に使用していくためには、多額の工事費が見込まれることや、規模が大きく、維持管理に多額の費用を要していることから、令和元年(2019 年)10 月に、新たな知事公邸として借り上げた民間住宅に知事が転居したため、現在は使用されていない。

また、知事公邸や知事公館等がある敷地は、都心部の貴重な緑地となっており、道民の貴重な財産であることから、今後、その有効活用を図る観点で、敷地全体のあり方について検討が必要となった。



6 北海道議会における主な議論

これまで北海道議会においても、知事公邸等のあり方に関する議論が行われており「危機対応などの面において必要であるならば、これまでの経緯なども踏まえ、同じ区域に一体的に整備されることが望ましい」、「居住施設のあり方の検討にあたり、街並みなどにも十分配慮するなど、まちづくりの観点から検討を行っていくことも必要」とのご意見や、「敷地は、これからの将来、時代の変化と共に街並みが変わっても、姿形を変えずに、次世代に守らなければならない地区として、十分に時間をかけ慎重に検討していく必要がある」との指摘を受けている。

(資料編 P12 参照)

第4章 他県実地調査

1 調査の目的

他県の状況を調査し、研究会における検討の参考とするため

2 調査内容

知事公邸等の視察、意見交換

3 調査場所

埼玉県、滋賀県、大分県、宮崎県

4 調査結果

(1) 埼玉県

調査年月日	令和2年(2020年)10月27日(火)					
参加者	鶴羽委員、西村委員、森委員					
知事公舎・知事公館の概要						
公 舎	建築年	昭和42年(1967年)	築年数	53年(調査時)		
	面積	約276㎡	居住部分：約276㎡			
	階数	地上1階	間取り	7LDK	庁舎からの距離	0.5km
	同一敷地にある施設	知事公館(連絡通路で接続)				
	周辺の環境	官庁街				
	公舎を有する理由	危機管理上の観点から県庁の近くに居住する必要があるため				
	改修	内容	経年劣化による内部改修			
		費用	約0.2億円			
知事以外の宿舎等	副知事：民間マンションを借上					
公 館	建築年	昭和42年(1967年)				
	面積	約1,096㎡				
	一般開放	なし(県民の日のみ公館を開放)				
	利用方法	要人の応接や会議室として利用				
主な特徴等	<ul style="list-style-type: none"> 調査時は、公舎改修中のため、知事は一時的に民間マンションを借上 民間マンションでは、公用車待機の際などに近隣住民への配慮が必要 					

写 真



公舎外観



公館外観



公館会議室



公舎と公館の連絡通路



公館中庭

(2) 滋賀県

調査年月日	令和2年(2020年)10月28日(水)					
参加者	鶴羽委員、西村委員、森委員					
知事公舎・知事公館の概要						
公 舎	建築年	平成4年(1992年)	築年数	28年(調査時)		
	面積	約278㎡ 居住部分：約141㎡、公用部分：約137㎡				
	階数	地上2階	間取り	4LDK	庁舎からの距離	同一敷地内
	同一敷地にある施設	県庁舎・知事公館(連絡通路で接続)・危機管理対応施設				
	周辺の環境	官庁街				
	公舎を有する理由	災害対応等の緊急時を含め公務を円滑に行うため				
	公用部分の利用方法	応接室を機密性の高い重要案件の打合せ等に利用				
	知事以外の宿舎等	副知事：民間マンションを借上 / 県警本部長・幹部：1棟4戸				
公 館	建築年	平成5年(1993年)				
	面積	約557㎡				
	一般開放	なし(申込みにより見学は可能)				
	利用方法	知事、副知事が対応する行事等を原則とし、表彰・協定等の締結式や懇談会等に利用				
写 真						
						
公舎外観		公館外観		公館・第一応接室(知事執務室)		
						
公館ゲストルーム			公舎と公館の連絡通路			

(3) 大分県

調査年月日		令和2年(2020年)10月29日(木)				
参加者		宇野委員、宇佐美委員				
知事公舎の概要						
公 舎	建築年	令和元年(2019年)		築年数	1年(調査時)	
	面積	約175㎡		居住部分：約175㎡		
	階数	非公開	間取り	非公開	庁舎からの距離	0.7km
	同一敷地にある施設	なし				
	周辺環境	官庁街				
	公舎を有する理由	災害時や接客対応などの公務を円滑に行うため				
	改修	内容	移転改築(耐震化、老朽化、津波浸水区域のため1階は鉄筋コンクリート造)			
		費用	約3.3億円(公館機能含む)			
	知事以外の宿舎等		副知事・県警本部長・防災関係職員等：民間マンションを借上 (県有地を定期借地権契約し、民間事業者がマンションを2棟建設。うち1棟を職員宿舎として借上)			
	公館 機能	面積	約323㎡			
一般開放		なし				
利用方法		各種団体等との会食を伴う交流会や懇談会等で利用				
主な特徴等		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時や来賓等は県庁舎で対応 ・旧公舎にあった樹木は可能な限り現公舎に移植 ・現公舎の間取りは、旧公舎と同程度、公館(機能)部分は旧公館(機能)部分の3倍の規模となっている 				
写 真						
						
公舎外観		公舎(公館機能)・応接室		公舎(公館機能)・配膳室		
						
公舎(公館機能)・応接室		公舎 庭				

(4) 宮崎県

調査年月日	令和2年(2020年)10月30日(金)					
参加者	宇野委員、宇佐美委員					
知事公舎・知事公館の概要						
公 舎	建築年	平成15年(2003年)	築年数	17年(調査時)		
	面積	約248㎡	居住部分: 約248㎡			
	階数	非公開	間取り	非公開	庁舎からの距離	3.5km
	同一敷地にある施設	知事公館(連絡通路で接続)・副知事公舎				
	周辺の環境	住宅街				
	公舎を有する理由	危機管理対応のため				
	改修	内容	現地改築(耐震化・老朽化・地盤沈下のための土地改良)			
		費用	約5.0億円(公館含む)			
知事以外の宿舎等	副知事: 戸建て、県警本部長: 戸建て					
公 館	建築年	平成15年(2003年)				
	面積	約375㎡				
	一般開放	一般に貸出				
	利用方法	危機管理、接遇、諸会議、来客対応等で利用				
主な特徴等	・災害時に公舎からの指揮が可能。県庁の災害対策本部と光ファイバーで結ばれており、被災地映像の受信も可能					

写 真



公舎外観



公館外観



公館ロビー



公館和室



公館会議室



公館応接室

第5章 知事の職務とこれまでの考え方

今後の知事公邸の方向性を検討するにあたり、知事の職務内容やこれまでの考え方を整理した。
(※第3回 研究会資料)

1 職務の内容

重要政策の判断など、道政に関する職員との打合せ、予算や条例等に関する道議会本会議・委員会への出席はもとより、国への要請活動や各種行事・会議等への出席、国内外の要人への応接、記者会見・取材対応といった広報活動や、大規模災害や重大な事件・事故等が発生した場合は、迅速に対応する必要があるなど、365日、24時間、昼夜を問わず多岐にわたる公務を行っている。

(単位：件)

区 分	件 数			
	令和元年度 ※1		令和2年度(10月末まで)※2	
		うち休日・時間外		うち休日・時間外
①国への要請活動等	107	6	28	0
②行事、会議、式典等出席	298	99	108	21
③首長、民間企業・団体との面談等	404	13	144	0
④広報活動(記者会見等)	65	6	29	8
⑤諸外国の要人等対応	16	5	6	0
⑥災害・新型コロナ対策本部出席	16	11	21	4
⑦議会(本会議・委員会)出席	36	0	17	0
⑧地域訪問	41	9	10	0
⑨庁議	9	0	0	0
⑩海外出張	3	2	0	0

※1 平日：224日 土日祝日(年末年始を含む)：120日

(知事就任(令和元年4月23日)から令和2年3月まで、土日等の休日120日のうち、約半数の57日は公務を行っている。)

※2 平日：144日 土日祝日：70日

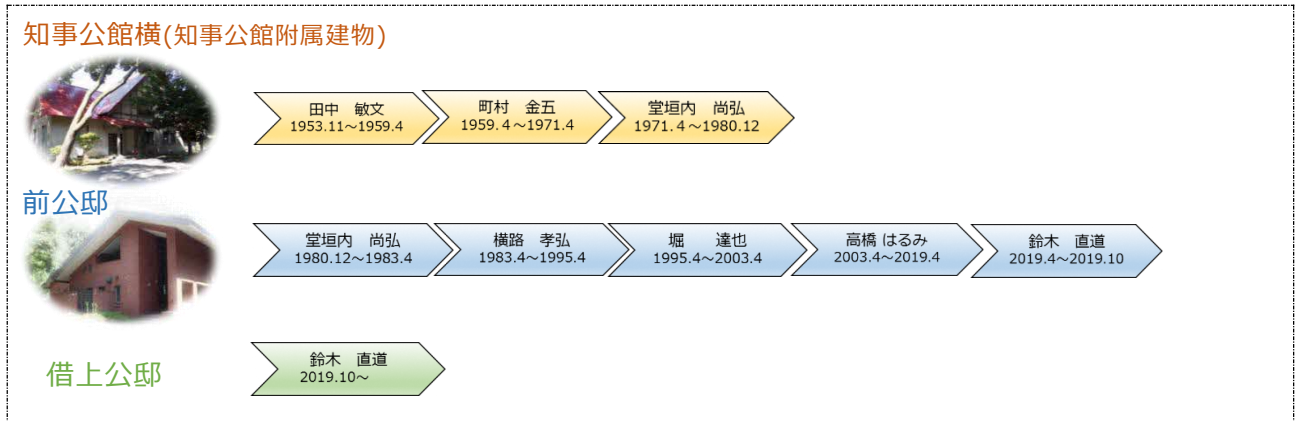
2 執務の場所(直近の使用状況)

知事は、道庁本庁舎のみならず、知事公館等でも執務を行うことがある。

本庁舎	知事公館	知事公邸(公用部分)
知事室 ・道政全般に関する打合せ ・重要事項に関する連絡調整、職員への指示 知事応接室・特別応接室・知事会議室 ・首長、民間企業、団体トップ等との面談 ・表敬訪問への対応 ・取材対応 ・道政全般に関する打合せ ・会議、表彰式 記者会見室 ・記者会見 テレビ会議室 ・道政全般に関する打合せ ・会議 危機管理センター ・災害時の指揮	応接室・大会議室・社交室 ・国・市町村等との意見交換 ・民間との意見交換 ・来賓、表敬、挨拶 ・式典 ・懇談会 ・インタビュー取材 ・感謝状贈呈 ・記者会見	応接室 和室 最近執務での使用なし ※現在の借上公邸には公用部分なし

3 公邸の役割

(1) 知事公邸の利用状況



(2) 知事公邸の機能・役割(これまでの考え方)

- 知事の職務は、その性格上、365日、24時間、昼夜を問わず対応する必要があり、その職務を円滑に遂行するため、行政上、必要な機能として知事公邸を整備
- 災害等の緊急時においては、迅速に対応することが求められるため、速やかに登庁する必要があることから、本庁舎に近い場所に整備
- 知事公館においても、各種会議や国内外の来賓への対応等を行っていることから、知事公館に近い場所に整備することにより、職務を円滑に遂行することが可能
- 居住施設の確保にあたっては、安全性(セキュリティー設備)や、機能性(情報通信設備など)を確立する必要があり、こうした機能を有した公邸を整備
- 建設当時(昭和50年代)の生活様式を踏まえつつ、様々な入居形態(家族構成など)に対応できる間取りにするなど、汎用性のある建物
- 知事の交代時において、新知事が札幌市内に自宅を所有しているとは限らないことや、自宅を所有している場合であっても、必ずしも必要な機能等を有しているとは言えないことから、そうした場合においても、安定的かつ速やかに居住施設を確保することが可能

(3) 副知事公邸、道警本部長宿舎、その他の宿舎の入居状況

年度	副知事	特別職(監査委員等)	秘書課長	知事秘書	防災担当	道警本部長
H18	入居	未入居	未入居	入居	入居	入居
H19						
H20						
H21		未入居				
H22	未入居	入居	入居	入居	未入居	入居
H23						
H24						
H25						
H26						
H27						
H28	未入居	未入居	未入居	入居	未入居	
H29						
H30						
R1						
R2			未入居		未入居	未入居
備考	・他県の状況 14県保有		・知事公邸や本庁舎 に近い場所に自宅 がある場合は、未 入居		・本庁舎に近い場所 に自宅がある場合 は未入居	・他県の状況 47都道府県保有 (うち4道県借上)

第6章 今後の検討課題

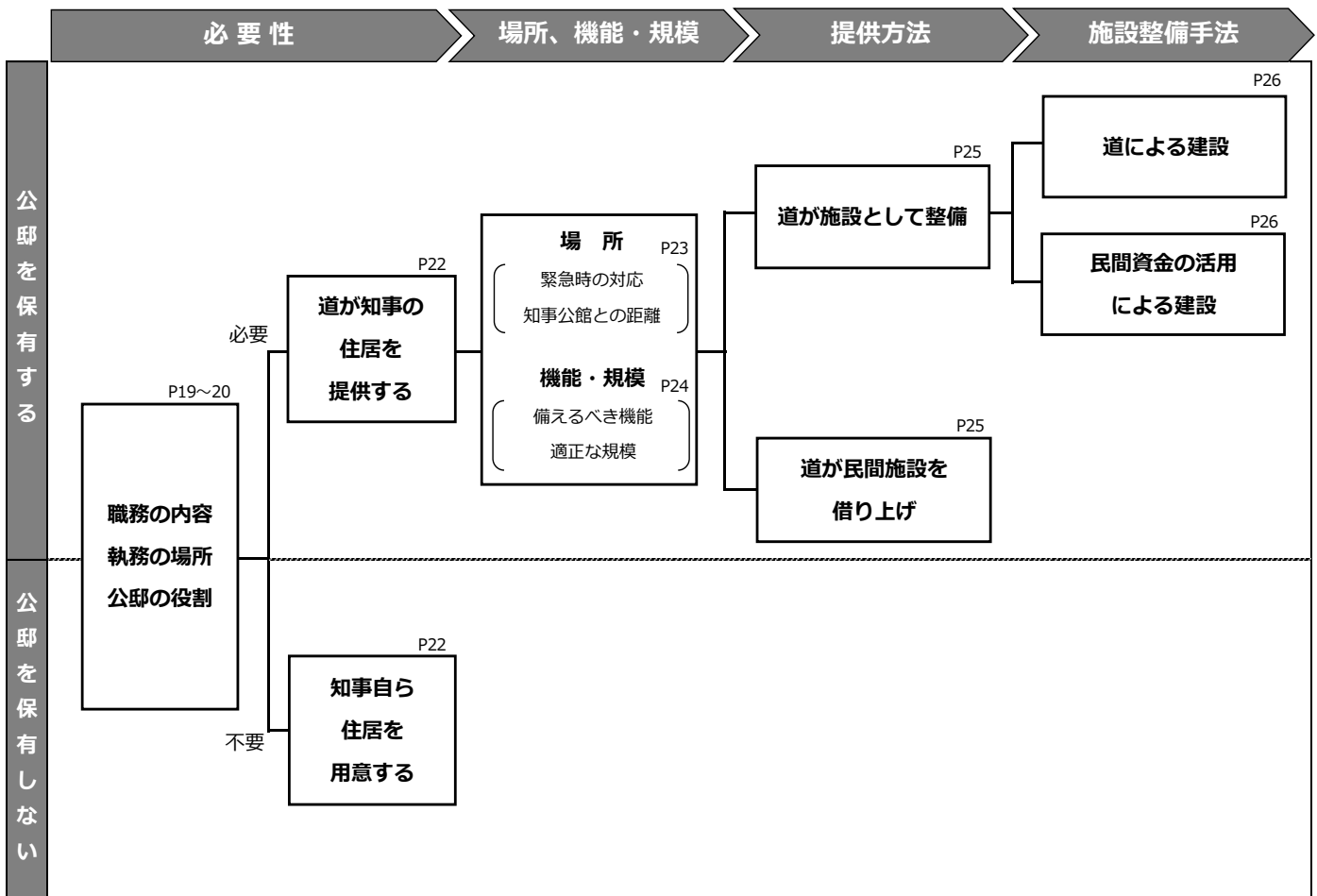
研究会では、事務局から提出された資料や論点に基づき、道民の貴重な財産である敷地一帯の将来像を見据え、様々な意見を交わし、今後、道において知事公邸等のあり方の具体的な検討が進められるよう課題を整理しました。

道においては、周辺環境とのつながりにも配慮しつつ、道民や民間事業者等の意見を伺いながら、丁寧に検討を進め、道民の理解が得られる最善の方法を選択していただきたい。

1 知事公邸

検討にあたり、構成員に提出した資料は、第5章のとおり。

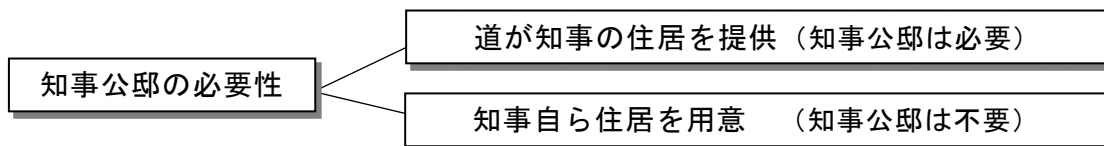
➤ 検討フロー



公 邸：知事・副知事等の特別職の職員が使用する居住施設をいう。
(公費で整備又は借り上げているもの)

(1) 必要性の検討

《主な論点》



《構成員からの主な意見》

- ・危機発生時への対応や公用車を利用する場合などを考えると、知事公邸があることには、一定のメリットがある。
- ・知事が当選後、速やかに職務に専念できるような公邸があってもいいのではないか。
- ・公邸を必要とするのであれば、今後、すべての知事は公邸に居住するべきである。
- ・災害対応など、公人としての役割を鑑みれば、原則として、公邸に住むことが前提で、居住という側面と公務を担うという点で、公邸というものを考えるべきである。
- ・道の危機管理機能は、道庁にあるので、知事がこの場所に住む必要があるのか。公邸が必要なのかどうか、時代背景によって随分変わってくる。危機管理を一体どのようにするのかということも改めて検証した上で、考える必要がある。
- ・札幌で借り上げ(民間住宅)の物件が将来的に供給されるのか、それが家族で住むタイプや少人数が住むタイプなど、様々なものが、どこまで供給されるのかという条件による。条件が整うのであれば、知事が自ら住居を用意するという選択肢もあり得る。
- ・知事が自ら住居を用意するという考え方はあり得るが、その物件がセキュリティや道庁までの距離感等の条件が整っているかどうかによる。
- ・選挙の都度、良い物件が探せるか。セキュリティを考慮すると難しい面もある。
- ・現在、民間施設(借り上げ)で成り立っていて、大きな問題がないのであれば、早急に決めてしまわなくてもよいのではないか。

《課題》

- 知事の職務内容を踏まえ、公邸を保有する意義を整理する必要がある。
 - ▶ 公邸の役割
 - ▶ 公邸に関する条件(場所・機能・規模等)

(2) 場 所

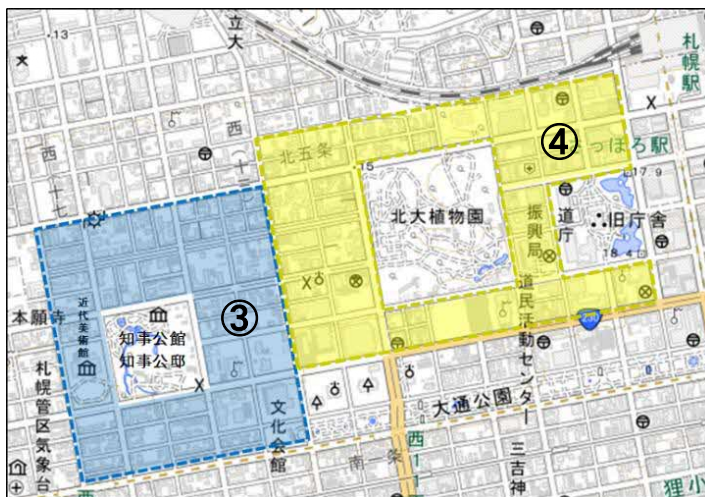
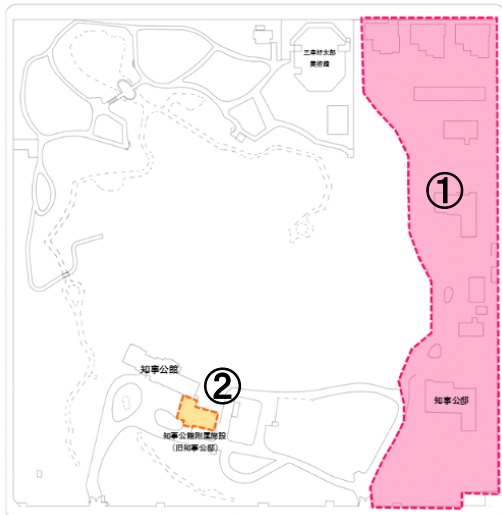
《主な論点》

知事公邸の位置を決める際に
考慮すべき事項

- ・ 災害等の緊急時に迅速に対応
- ・ 知事公館との距離

《想定される場所》

- ① 現在の居住地域
- ② 知事公館に隣接(知事公館附属建物)
- ③ 居住地域の周辺地域
- ④ その他(道庁周辺など)



《構成員からの主な意見》

- ・ 公邸は、公館の使い方と連動するのではないかと。他県では公館を頻繁に使っているところがある。文化財でもある北海道の公館を道政の中でも、もっと積極的に使っていくという、道政のあり方もある。もし、そういった方向であれば、公館との距離感や行き来のしやすさというのもひとつの要素になる。
- ・ 札幌圏で、災害等があった際の移動手段は徒歩しかあり得ない。中心部で何かあった場合に、道庁に行く必要があるのであれば、徒歩で行ける範囲で捉えればよいのではないかと。
- ・ 公邸を建てるのであれば、知事が選択するというだけでなく、知事であるからには、ここに住むという場所について議論していくべきである。
- ・ ②を選択するとなると、知事公館の持っている歴史性やビジュアル、デザイン等を十分に配慮して、高め合う関係になるようなデザインにできないと不評になるのではないかと。
- ・ 民間施設を借り上げる場合、現状では③のエリアだが、災害時の道庁へのアクセスは、④のほうが利点がある。
- ・ 道路やハザードマップの問題などを確認しつつ、民間施設を借り上げた際には、選ぶ地域を予め少し考えておいたほうがよい。
- ・ 災害時の連携において、距離(本庁舎からの近さ)が必要であるならば、今の場所(①)を出ないとならない。

《課題》

- 知事の執務の場所や、職務内容を前提とした条件整理が必要である。
 - ▶ 道庁本庁舎・知事公館と行き来のしやすさ
 - ▶ 職務内容との関係性(危機管理対応等)

(3) 機能・規模
《主な論点》

知事公邸に備えるべき機能・適正な規模

《構成員からの主な意見》

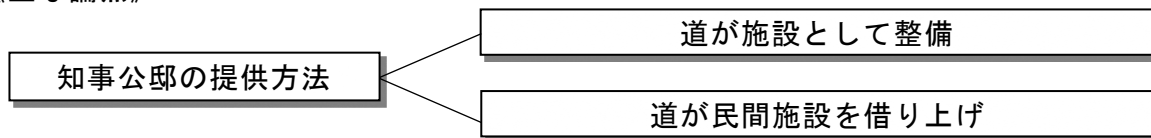
- ・これまでの公邸の機能・役割は、公邸を必要とするのであれば、大枠は踏襲していくことで間違えではないが、セキュリティ等の水準について検討しなければならない。
- ・マンションや住宅を購入されている方々の平均的な床面積と、それに応じた間取りの構成は、140㎡～160㎡が普通の大きさで、これであれば、ゆったりとした2LDKから少し部屋数が多い4LDKぐらいをカバーができる面積となる。この位の範囲であれば、住居の基礎的なニーズを満たす建物であるので、平均的な住宅規模から考えていくのがよいのではないかと。
- ・知事が特権的な地位にあって、特別豪華な邸宅を用意するというような考え方に立つべきではない。
- ・現在の居住地域にマンションのような高さの出るものは、緑地の魅力を落とすのでなるべく避けたい。居住地域のラインに沿った形で、ボリュームのある木々が並んでいたもので、建物がその木々を超えてしまうと、雰囲気は壊れてしまうことが考えられる。特に高さについては、ある程度、必要となったとしても木々を超えるものは絶対に避けるべきである。
- ・現在の居住地域や知事公館に隣接する地域に建てるということであれば、低層、戸建てで整えていくのが、都市環境としてより良い方向である。
- ・頻繁に車での出入りがあると思うので、車付けなど、具体的に必要なものがある。
- ・車を止めやすい、近所迷惑にならないといった、今の経験を集約するような形で、借りる時の注意事項を整理しておいたほうがよい。

《課題》

- 時代に即した公邸の機能・規模に関する条件を整理する必要がある。
 - ▶ 安全性・機能性・経済性
 - ▶ 適正な規模

(4) 提供方法

《主な論点》



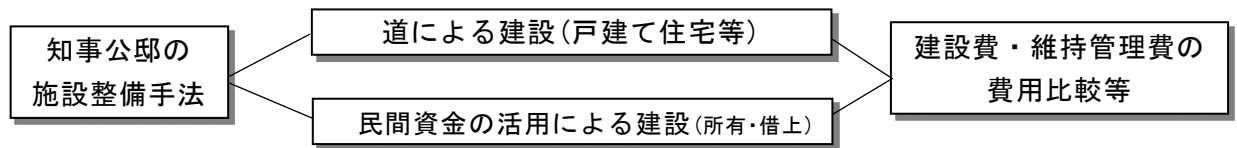
《構成員からの主な意見》

道が施設として整備	<ul style="list-style-type: none">・ 知事という職務を踏まえ、プライバシーや安全性を考えると、道が住居を提供することが望ましい。・ 道が公邸を整備した場合、物件の安定的な確保の面での優位性がある。・ 公邸を持っていると、セキュリティがうまくいきやすい、車を付けやすいという生活上の様々な利点があるが民間の施設では難しいのではないか。・ 知事が深夜に移動することや、来客があることも想定される。そのような出入りが、普通と違う時間帯の動き方のため、近所迷惑にもなる。そういった面でも必要性がある。・ 感染症の発生やテロ対策等、何かあった時の影響を考えた時、他の方々と接しない状況で住まわれた方が、北海道のためになるのではないか。・ 不動産として道が持つ意味が感じられない。メンテナンスも必要となる。・ 現状（民間施設を借り上げ）で、支障がないのに、道が公邸を整備するメリットがあるのか。
道が民間施設を借り上げ	<ul style="list-style-type: none">・ 公邸を建てる場合、建設費や維持費がかかる。一方で、民間施設であるならば、知事の家族構成や年齢に応じ、柔軟に対応でき、建設して維持するよりも、仮に居住しなかったとしても、賃借料だけ払っているほうがはるかに安い側面がある。・ 災害対応、セキュリティ、プライバシー等の機能性は、仮に道が建てたとしても陳腐化していく面がある。民間の借上物件が、本庁舎近辺に確保できるのであれば、必ずしも民間が劣るわけではない。・ 本庁舎からの近さが必要であれば、借りる形で、その都度、性能の良い所をリーズナブルに借りるのが効果的である。・ 民間借り上げのほうが、生活実態にあった形で暮らしやすいというメリットがある。・ 本庁舎の近隣に借り上げることは可能。新たに土地を確保し、建てることは難しい。・ 最近のマンションは、非常用電源も完備されており、耐震性もかなり高い。・ 孤立的に住むより、性能が整った場所で、その都度、最新の環境に設定することが効果的な方法である。・ 何かあった際に、安全に本庁舎に来ていただける範囲内に、民間施設に空きがあるかどうかの課題は常に伴う。

《課題》

- 2つの提供方法のメリット・デメリットを精査した上で、総合的に検討する必要がある。
- ▶ 物件の安定供給
 - ▶ 生活様式の変化への対応
 - ▶ 安全性・機能性・経済性

(5) 施設整備手法
《主な論点》



《想定される整備手法》

整備手法としては、次の3パターンを想定

道による建設 (戸建て住宅を道が整備)	民間資金活用による建設(所有・借上)	
	民間が所有する戸建て住宅及び集合住宅	道有地に民間が集合住宅を新たに整備
<p>建物：道 土地：道</p> <p>道</p> <p>・住宅の建設費 ・維持管理費</p>	<p>建物：民間 土地：民間</p> <p>民 ← 賃料支払 → 道</p>	<p>建物：民間 土地：道</p> <p>民 ← 賃料支払 → 道 道 → 土地賃付料収入 → 民</p>

《構成員からの主な意見》

道による建設 (戸建て住宅等)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の場所に建てるのであれば、土地代がかからないため、常識的なものを作るのであれば、戸建てを建てることもひとつの候補としてあり得る。 ・公邸を持つのか、持たないのか、持つとした時に、戸建てもあるが、公邸をどこに持とうといった議論の際に、この場所だったら戸建てがよいのではということになる。 ・道財政が厳しいため、財政的な面を含め総合的に議論しなければならない。 ・建物を抱えると、維持管理費がかかるので、費用対効果が良いほうを取った時、必ずしも建物を抱えていることは良いことではない。借りの方が、その都度、最新の性能に変えられるので、効果は高い。 ・戸建てを整備する場合、その時代の知事の家族構成をすべて満たすとすると、過剰な大きさのものを用意しなければならないのが大きな課題である。
民間資金の活用による建設 (所有・借上)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物だけを考えた時、非保有方式もあり得る。所有権を持って、建物を道で維持管理していくより、民間企業に建ててもらい、リースするという方法もある。 ・官民連携によって跡地を整備していく中で、そこに公邸機能を入れるのかどうかを検討してはどうか。 ・民間資金を活用するなら、公邸だけを考えると判断がつかないので、エリア全体で考えていかなければならない。 ・今は、公邸を造るタイミングではない。官民連携で整備し、一部に居住機能を入れることはあり得る。道が所有する必要はない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に民間資金で活用するとしても、過度な収益施設はふさわしくない。 ・PFI手法^{※1}を導入する場合は、美術館が知事公館ブロックに移転するイメージで行う。その際に、民間事業者が文化財の保全も含め、このエリアを維持管理運営するといった手法がイメージしやすい。文化財をどうするのか、民間から知恵を出していただくとよい。 ・Park-PFI^{※2}で行われているような整備方法を検討する余地は十分にあるが、在り来たりなものだと、逆に没個性的な感じになってしまう。北海道の象徴的な場所の中なので、民間事業者による整備の場合は、価値をしっかりと高めるような形で整備をされるのがよい。 ・Park-PFIで行われているような、民間資金を入れて、収益施設も一部設けながら、エリア全体を魅力化していくような整備の仕方が、この地域の魅力を高めることにつながるのではないかと考えられる。
<p style="text-align: center;">建設費 維持管理費 の費用比較等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道による建設と民間施設の借り上げなど、どちらの方がトータルでコストを低く抑えられるのかが重要である。 ・コストとの兼ね合いを考えないとならない。急いで整備する必要はない。 ・維持管理費を節約するために、知事は民間施設に移転したのだから、道が何十億円の費用をかけ、新しい公邸を建てることにはならない。そのような財政的余地があるとは考えにくい。 ・公邸の整備手法で注意しなければならないのは、どういった公邸にすべきかということであって、それにふさわしい手段を選ぶこと。 ・区域にある様々なものが老朽化していく中で、それをいかに効率的に回せるかがすごく大事であるので、知事公邸の敷地だけで考えると限界がある。 ・財政の問題が一番重要な問題。今までの必要な機能を、どのように財政と両立させるかが重要。その中で、民間の活力を活用する考え方があるが、これは良い面もあれば、悪い面もある。マイナス面をどのように減らしていくことができるのか、そういった面も検討していく必要がある。 ・道財政に負担をかけないよう、道有地を有効活用して価値を高めるべき。企業からの寄附、企業版ふるさと納税のような寄附やネーミングライツなど、その他の手法も使って道財政の負担、道民に負担をかけずにエリアの魅力を高めることが望ましい。

《課題》

□経済性に留意した検討が必要である。

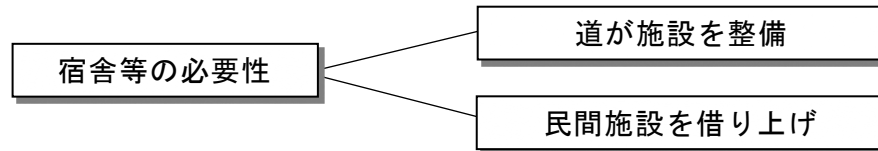
- ▶ 公邸の規模
- ▶ 安全性・機能性
- ▶ 建設費・維持管理費の負担
- ▶ 非保有方式の検討

※1 PFI手法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※2 Park-PFI：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと

2 副知事公邸、道警本部長宿舎、その他の宿舎

《主な論点》



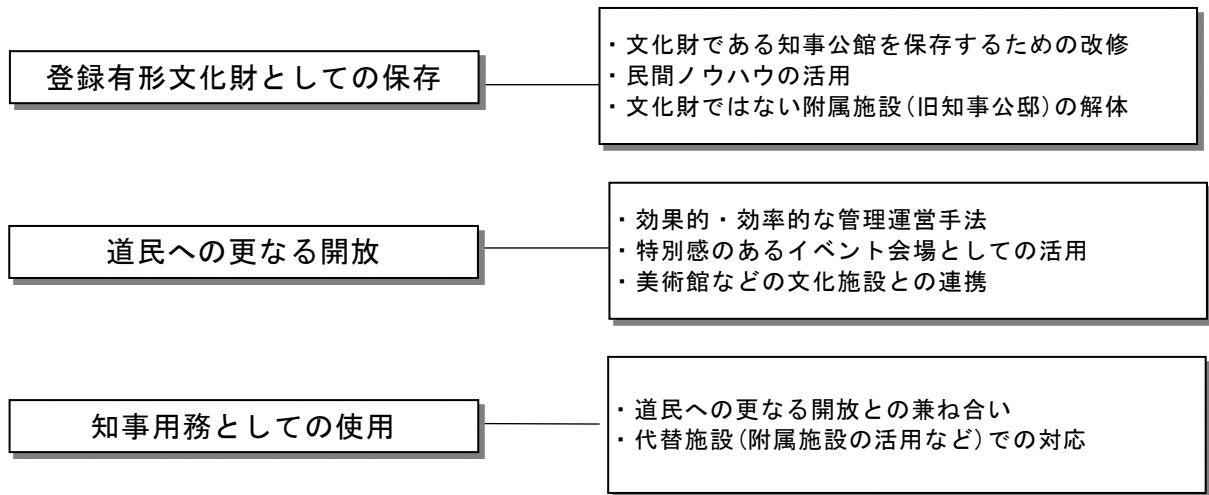
《構成員からの主な意見》

- ・ 行政が公的な職員に住まいを提供するため、たくさん住居を抱えているというのは、時代と合わなくなっているのではないか。
- ・ 道の危機管理の方策として、知事、副知事がどのように、どの場所に居て、危機管理の職員をどのように参集するのかにもよる。
- ・ 知事以外の住居を提供する時代ではない。
- ・ 知事公邸が必要ないのであれば、副知事公邸は必要ではない。
- ・ 民間で供給されているもので十分。他府県の状況を見ても、新たに宿舎を造るという必要性は低い。
- ・ 知事と知事秘書が、密接に連絡が取り合えるような働き方をされているようであれば、それを前提に住まいを考えるべき。
- ・ 財政的に建物を抱え続けることは見直したほうがよい。

《課題》

- 現在の利用状況を踏まえた検討が必要である。
- 業務を前提とした検討が必要である。
 - ▶ 条件整理(場所・機能・規模)

3 知事公館 《主な論点》



《現在の使用状況》

➤ 知事の執務場所として使用

国、市町村及び民間との意見交換や、式典、懇談会、インタビュー取材等で使用。

➤ 一般に公開

知事が執務で使用しない時は、一般に公開している。

来館者数：H30(2018)年度：約4,900人、R1(2019)年度：約4,400人、R2(2020)年度2,100人

入館料：無料

開館日：土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除いた9:00～17:00

《構成員からの主な意見》

登録有形文化財としての保存	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な建物なので、しっかりと保全できるような体制を整えたほうがよい。 ・静寂な空間を維持できるのかが重要で、今のようなオープンスペースがなぜ維持できたか、公館には、このスペースを維持する機能がある。 ・附属施設は、解体という選択肢があるが、中をリノベーションして、知事公館のエントランス的な場所として使用することが可能であるならば、活用することもあり得る。 ・保存するためにも、もう少し活用されることが保存につながっていくといった視点で、特別感のあるイベント会場としての活用がある。
道民への更なる開放	<ul style="list-style-type: none"> ・知事公館の中に美術や文化等の資料を置くなど、文化的な位置づけをし、一体的に文化ゾーンをどうするのかという視点があってもいい。 ・歴史的な建造物などを特別感のあるイベント会場として活用の仕方もある。 ・公館は、イベントを利用する時に使う形で、それ以外は、道民に開放するなどといった設定をしておくといい。 ・迎賓施設としての使用は、今後も、ここが相応しければ使ってもよいと思うが、もう少し広く開放して、日常的にあの場所が、食事をする施設であったり、ミーティングを行える施設ということで活用されながら保存・保全していくのがよい。 ・旧永山武史郎邸は、すごく良い雰囲気。周りに緑地があり、調和もよく考えられているデザインになっていて居心地がとてもよい。知事公館についても同じようなテイスト、あるいはそれ以上の雰囲気になればよいのではないかと。

知事用務としての使用	<ul style="list-style-type: none"> ・他県では公館を頻繁に使っているところがある。文化財でもある北海道の公館を道政の中でも、もっと積極的に使っていくという、道政のあり方もある。 ・現在、道の用務でホテルを使っているような行事まで行えるような公館を、新たに用意するといった方向性ではない。 ・文化財としての公館をどのように使っていくかといった時に、公館に知事の執務場所としての役割を入れることを積極的に考えなくてもよい。ホテルや道庁など、使えるスペースを使っただかく、そうすると知事の職務場所が、この文化財から外れてくるので、それが外れた上で、道民のためにどう活用できるのかといった方向性がよい。
------------	---

《課題》

- 登録有形文化財の価値を損なわないよう、適切に保存・保全していくことが必要である。
- ▶ 知事公館の位置付け(使い方)
 - ▶ 保存・保全体制の確保
 - ▶ 更なる開放のあり方(特別感のあるイベント会場としての使用等)

4 緑地 《主な論点》

緑地は適切に保全・維持

民間ノウハウの活用
効果的・効率的な管理運営手法

《構成員からの主な意見》

- ・緑地は保全し、活用する。
- ・道民が快適に過ごせる環境というのは、必ず維持しながら、より良い都市空間に貢献できるような活用を目指していきたい。
- ・まちづくりの視点というのが、とても重要。特に、この緑地をきちんと守っていくということが重要である。
- ・この緑地は、簡単に手に入るようなものではない。今後も引き続き維持したほうが札幌市の中心部としては、ふさわしい。
- ・緑地と周辺の住まいの集合状況というのは、とても関係性が深い。色々なところからたくさんの方が来て欲しいという形ではなく、ある程度ターゲットを絞った形での仕立て方というのが考えられる。
- ・知事公邸、公館があるワンブロックの緑地、オープンスペースは非常に大事にすべき。これを有効活用していくといった時に、美術館の存在を、積極的に考えていくべきである。
- ・緑地をもっと身近な存在にしたいのであれば、ランドスケープ的なデザインから手を加えていく必要がある。
- ・緑地を含め、道民の公的な財産なので、特定の限られた方にメリットがあるような整備の仕方は望ましくない。
- ・美術館を再編するのであれば、美術館との動線を考え、美術館に来る方が散策できるように考えるなど、静かなもののほうがよい。
- ・これまでは政治的な空間だったが、政治から芸術、政治から美といった形で、ある程度、この空間は、大通公園とは違う閑静な雰囲気を保持するなどといった性格を与えておくのはすごく大事である。

《課題》

- 静謐な環境を維持・保全していくことが必要である。
 - ▶ 効果的な維持管理方法

5 周辺環境 《主な論点》

周辺環境への配慮

《構成員からの主な意見》

- ・公邸・公館が整備される時も、三岸好太郎美術館との関係も議論されていたり、ここは実質的に、文化芸術のゾーンで、隣の近代美術館を含めての都市のパブリックスペースとしての位置付けにある。敷地内の建物が古くなったから新しくするというのではなく、三岸好太郎美術館、近代美術館も含めて、50年先、100年先を見つめて、全体像をきっちりと考えていくということがすごく大事である。
- ・北海道における芸術文化の発信拠点となっている地域でもあり、また、道民の憩いの場にもなっている。そういった両面において、あの地域の魅力がより高まるような、芸術文化に関わる施設を整備し、そこに知事を含む道関係者が住めるような、あるいは、迎賓機能を持った施設、打合せができるような施設を一部入居させた複合施設にするのもあり得る。
- ・居住区域の宿舎を全部取り払い、その場所に近代美術館を建てるといった、近代美術館を含めた一体的な整備の仕方というのも考えてもいいのではないか。
- ・知事のセレモニーに、美術館のホールを使ってもよいと思う。知事が対外的に何かをアピールする必要がある場合は、美術館側のスペースを積極的に活用すればよいのではないか。
- ・都心における非常に貴重な公共空間、公共不動産であり、また道民にとっては身近な憩いの場と同時に、近代美術館などがある文化的な地区でもある。そういった価値をどう高めていくのか。
- ・敷地の歴史を踏まえ、価値を高めていくことが求められている。
- ・地域コミュニティの視点と、北海道の歴史や魅力を象徴する場所でもあり、芸術・文化の中心でもあるので、両方の視点を持つことが重要である。
- ・地域のコンセプトにあった魅力を高めるような収益的な方法があるのであれば、考える必要がある。
- ・民間の活用を考えた時にも、完全に収益施設化して、たくさんの人が入ってくるような方向ではない。あの場所の静寂さ、オープンスペースを保全した上で、道民の方に、もっと利用していただくような提案を条件付けするのが重要である。

《課題》

- 緑地の静謐な環境を維持・保全すると共に、周辺施設とのつながりに配慮しながら検討をしていく必要がある。

資料編

1 居住施設の状況

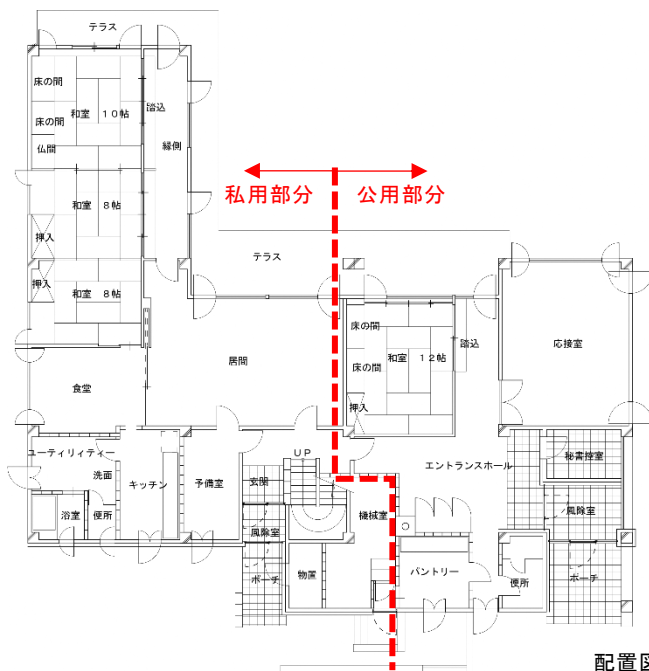
(1) 知事公邸

建築年月日	昭和 55 年(1980 年)12 月
築年数	40 年
構造	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き
階数	地上 2 階建
間取り	9 LDK
建築面積	348.65 m ²
延べ面積	421.77 m ²
耐用年数	47 年



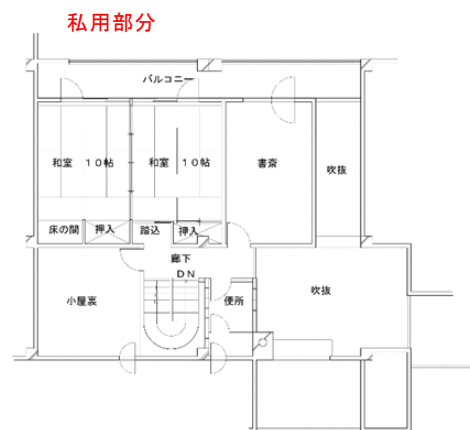
外 観

1 階



配置図

2 階



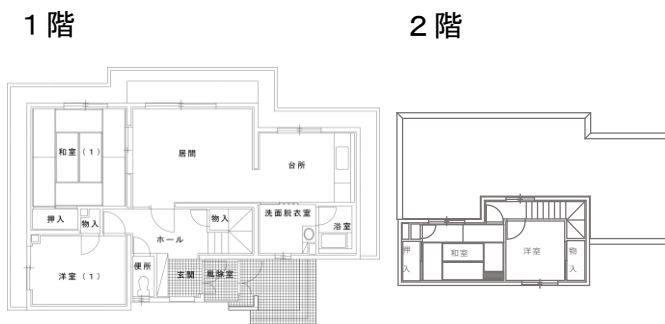
(4) その他の宿舎

ア 宿舎A

建築年月日	平成3年(1991年)12月
築年数	29年
構造	ブロック造・陸屋根
階数	地上2階建
間取り	4LDK
建築面積	77.11 m ²
延べ面積	104.83 m ²
耐用年数	38年



外観



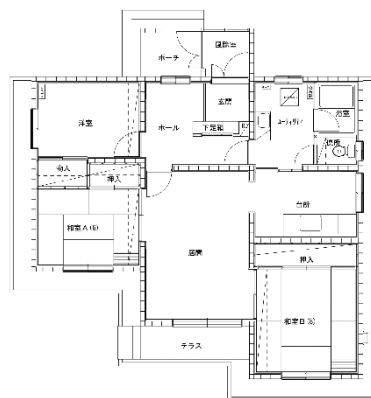
配置図

イ 宿舎B

建築年月日	平成4年(1992年)11月
築年数	28年
構造	ブロック造・陸屋根
階数	地上1階建
間取り	3LDK
建築面積	89.86 m ²
延べ面積	89.86 m ²
耐用年数	38年



外観



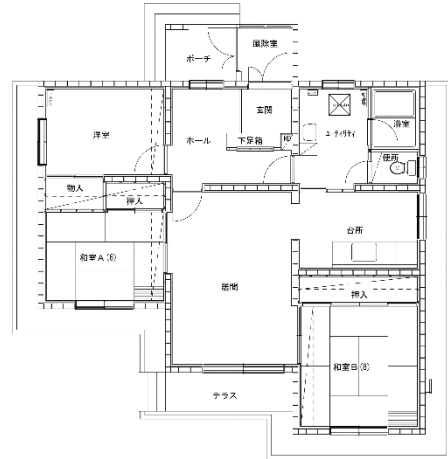
配置図

ウ 宿舎C

建築年月日	平成4年(1992年)11月
築年数	28年
構造	ブロック造・陸屋根
階数	地上1階建
間取り	3LDK
建築面積	89.86㎡
延べ面積	89.86㎡
耐用年数	38年



外観



配置図

エ 宿舎D

建築年月日	昭和55年(1980年)12月
築年数	40年
構造	木造・亜鉛メッキ葺き
階数	地上2階建
間取り	5LDK
建築面積	78.57㎡
延べ面積	108.09㎡
耐用年数	22年



外観

1階



2階



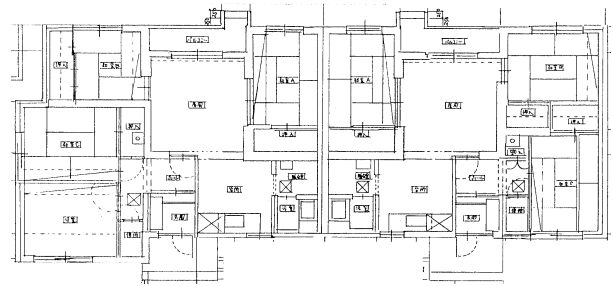
配置図

オ 道警1号・2号宿舎

建築年月日	平成2年(1990年)11月
築年数	30年
構造	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺き
階数	地上1階建
間取り	3LDK
建築面積	148.52㎡
延べ面積	148.52㎡
耐用年数	47年



外観



配置図

2 知事公館・知事公館附属建物の状況

(1) 知事公館

建築年月日	昭和 11 年(1936 年)12 月	 <p style="text-align: center;">外 観</p>
構 造	木造・亜鉛メッキ葺き	
築 年 数	84 年	
階 数	地上 2 階建	
1 階床面積	391.76 m ²	
2 階床面積	342.26 m ²	
延床面積	734.02 m ²	
建築様式		
<p>イギリスの木造住宅様式</p> <p>ハーフティンバーと呼ばれるイギリスの木造住宅建築様式の建物。銅板葺きの切妻屋根で南北両面とも左右非対称であるが、バランス良くまとまっている。</p> <p>正面入口上部は、1 階より 2 階が手前に張り出し、大きな出窓がつけられており、上部には四葉飾りがあしらわれている。</p> <p>合掌の梁材をそのまま化粧小屋組としている天井の高い広間はダイナミックな空間を構成。</p>		
 <p style="text-align: center;">外観図</p>		
歴史等		
明治 25 年(1892 年)	開拓使に奉職していた森源三が官を辞め分譲された桑園を購入し、邸宅を設け農蚕に従事	
大正 4 年(1915 年)	森邸とその敷地を三井合名会社が購入し三井別邸として来客の応接等に使用	
昭和 11 年(1936 年)	別邸の隣に新館を建設「三井別邸新館（現在の知事公館）」と称した	
昭和 20 年(1945 年)	敗戦に伴いアメリカ軍に接收される	
昭和 27 年(1952 年)	札幌市の所有となる	
昭和 28 年(1953 年)	道有地と交換し、道の所有となる「知事公館」として利用開始（旧館の取り壊し）	
昭和 47 年(1972 年)	第 11 回冬季オリンピック札幌大会の際、天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下並びに浩宮、礼宮両殿下のご宿泊所となる	
昭和 63 年(1988 年)	札幌市「さっぽろ・ふるさと文化百選」に選ばれる	
平成 11 年(1999 年)	文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録	

